

# 市之川公民館だより

令和元年7月号  
(No.547号)  
発行；市之川公民館  
西条市市之川6678-1



7月 文月（ふみづき）



いよいよ暑い夏がやってきます。そして、海開き・山開きの便りが届く頃となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

公民館では、睡蓮の花が見頃を迎えております。ぜひ、お越しください。お待ちしております。



## 《7月の行事予定》

日	曜	行事・時刻・場所
4	木	女性学級 10:00～ 集会室
13	土	タウンミーティング 10:00～ 集会室
13	土	からおけ会 タウンミーティング終了後～ 集会室
21	日	参議院議員通常選挙 投票日(執行予定)
27	土	からおけ会 10:00～ 集会室

## ※ タウンミーティングのお知らせ

日時 7月13日(土) 10時～(1時間半程度)

場所 市之川公民館 集会室

概要 自治会や団体から提出された意見について、市長と団体の代表者が意見交換を行います。

皆様のご参加をお待ちしております。

## ※ 市之川鉱山学び教室

西条高校から、市之川鉱山のことを学びに来てくれました。

5月25日(土)・26日(日)

- 西条高校商業科課題研究「輝安鉱班」の生徒11名が、市之川鉱山の歴史学習や輝安鉱の石割体験、輝安鉱の結晶探しをしました。昨年の11月には『高校生なるほどアイデアコンテスト』に輝安鉱を使用した携帯ストラップを応募し、全国2位(811件中)に輝いています。今年度も全国1位を目標に輝安鉱を使った作品を応募するそうです。



6月2日(日)

- 西条高校 地歴部の生徒3名が、渡邊前館長を交え主に市之川鉱山の歴史について学習しました。

石割体験では、大きい石に挑戦。石の硬さに割るのに四苦八苦。



## ※ 道路の補修

5月20日(月) 道路の穴の補修



5月27日(月) 路面の土砂等が取り除かれました。



- |                    |                   |                    |                      |                     |                  |                      |                       |                   |                     |                  |               |                   |                   |
|--------------------|-------------------|--------------------|----------------------|---------------------|------------------|----------------------|-----------------------|-------------------|---------------------|------------------|---------------|-------------------|-------------------|
| ○ 過ぎし日の 想い出見たり 登山道 | ○ 雑草や 刈れども生える 根比べ | ○ 睡蓮の 咲き乱れるも おしくらべ | ○ びわも熟れ 届かぬ手をば のぼしけり | ○ 草を刈り 道わきれいに 事故もなく | ○ 車行く わが古里の せまき道 | ○ ビワくわえ ひなに与える カラスかな | ○ ガラス戸に チヨウを食しに やもりかな | ○ 山ビワを 隣の人に おすそわけ | ○ ラツキョウ 皮取り作業 老いを知る | ○ 縞蛇も 小屋に住みつき 居候 | ○ 蜂蜜も 大切に 貴重品 | ○ 谷の風 窓に吹き込み 昼寝かな | ○ 睡蓮の 池でたわむれ めだかな |
| 館長                 | 館長                | 館長                 | 知敏                   | 知敏                  | 知敏               | 正                    | 正                     | 正                 | 正                   | 正                | 正             | 正                 | 正                 |

## 文芸欄

2019年6月10日

～毎月10日は人権を考える日～

### 気を付けたい「日常の言葉」

今回は、わたしたちが日常何気なく使っている言葉の中に、知らぬ間に他人（ひと）に不愉快な思いをさせる、あるいは、差別につながる言葉はないかということについて考えてみたいと思います。

以下いくつかの事例(架空)をあげてみます。あなたは、どこが問題だと感じ(思い)ますか。

#### 【事例1】

ある会議でのやりとり

上司が部下に対して「君の説明は、まわりくどくて分かりにくい。

もっと手短かに要点だけを言いたまえ」 部下「わかりました。それでは手短かに申し上げます・・・」

#### 【事例2】

ある職場でのやりとり

上司が部下に対して「君は、書類にちゃんと目を通して確認印を押しているのか？めくら判ではだめだ」 部下「すみません。気を付けます」

#### 【事例3】

ある若い母親と小さなわが子とのやりとり

母親が子どもに「○○ちゃん、くっく(くつ)が、かたちんばになってるよ」

皆さん、どうでしたか。違和感を感じた言葉はありましたか？なんとなく違和感を感じた人は、人権感覚がある人だといえます。もうお気づきとは思いますが、事例1は「手短かに」、事例2は「めくら判」、事例3は「かたちんば」という言葉が、当てはまります。どれも障がい者差別につながるもので、最近ほとんど聞かれなくなってきています。

しかし、昔からみんなが使っている(普段から普通に使っている)からと、何も思わないで使っている人もいるかもしれません。今回、事例で示した言葉以外にも、私たちの日常生活の中には、不適切な言葉が、まだまだたくさんあります。大切なことは、できるだけ意識して相手の立場に立って(相手がどう感じるか、差別につながる言葉になっていないか 等)話すように心がけることだと思います。また、その言葉は、使ってはいけないとききちんと説明できることも大切です。



西条市人権教育協議会 西条市人権擁護課